

総務文教常任委員会

平成29年9月29日（金）

午前10時15分～

第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

総務部

- (1) 第53号議案 平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
＜説明～質疑＞

4 討論～採決

5 委員長報告確認

6 その他

- (1) 議会だよりの掲載内容について
(2) 次回の日程等について

総務文教常任委員長報告

(H29.9.29)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、第1号議案、平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

総務費では、地方財政法の規定に基づき、平成28年度決算剰余金の一部を、財政調整基金に積み立てるための、財産管理経費の増額補正、

また、納税者の多様なライフスタイルに対応できる、納付チャンネルの拡大策として、クレジットカードによる市税の納付を、平成30年度当初課税分から開始するための、システム構築に係る収納事務経費の増額補正、

教育費では、小・中学校への入学準備を支援する学用品費の低所得世帯への就学援助について、入学時の負担を軽減するため、今年度から入学前の3月に支給するための、要保護・準要保護児童生徒援助経費、及び事務局事務経費の増額補正、

であります。

また、**債務負担行為**については、計画的な事務執行のため、職員証作成業務委託経費について、設定されるものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定し

ました。

次に、**第4号議案、亀岡市税条例等の一部改正**については、地方税法等の一部改正に伴い、いわゆる「わがまち特例」として、固定資産税等について地方税法に定める割合を参酌^{さんしゃく}して、本市の特例割合を定めること等の改正をしようとするものであり、**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定**しました。

次に、**第48号議案、町の区域及び名称の変更**については、篠町浄法寺区域内の住宅開発に伴い、住民の利便性を向上し、地域コミュニティの形成を図るため、篠町浄法寺の一部の区域、及び名称を変更しようとするものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第53号議案、平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）**ですが、その内容は、10月22日に執行予定の衆議院議員総選挙、及び最高裁判所裁判官 国民審査に係る、所要の経費の増額補正であり、**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定**しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

**市税納付の利便性
向上、及び就学援助
の充実など**

一般会計補正予算

可決（全員賛成）

○収納事務経費

187万7千円増額

納税者の多様なライフスタイルに対応できる納付チャネルを拡大するため、クレジットカードによる市税の納付を、平成30年度当初課税分から開始するためのシステム構築経費の増額補正。

問 クレジットカードでの納付に係る手数料は、どちらの負担になるのか。

答 納税者の負担と考えている。

問 クレジットカードでの納付に伴うポイントの付与は、どうなるのか。

答 クレジットカードの発行会社によって内容は異なるが、一定の

ポイント付与があるものと考えている。

問 このシステム導入により、今後、恒常的に必要となる経費は。

答 毎年、収納代行業者に対する利用料が生じるが、金額的には20万円前後を想定している。

○要保護・準要保護児童生徒援助経費、及び事務局事務経費

2125万7千円増額

小・中学校への入学準備を支援する、学用品費の低所得世帯への就学援助について、入学時の負担を軽減するため、今年度から入学前の3月に支給することとした、就学援助費などの増額補正。

なお、今回、国の学用品予算単価の改正に準じた増額補正も併せて行う。

問 今回、平成30年3月に支給予定というこ

とだが、支給の審査対象となるのはいつの所得か。

答 今回で言えば、平成28年分の所得となる。

問 申請の受付は、いつからか。

答 来年の1月から申請の受付を開始し、1月末を締切とさせていたが、2月の認定、3月の支給を予定している。

問 市立小・中学校の児童生徒のみが対象となるのか。

答 市立小・中学校の児童生徒に加えて、市内に居住し、府立中学校に通う生徒についても対象となる。

○財産管理経費

2億2000万円増額

平成28年度の一般会計上に生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、財政調整基金に積み立てるための増額補正。